

令和8年4月1日から 下水道使用料を改定します

料金改定の内容

下水道使用料は、消費税等増税分を除き、平成14年度以来24年ぶりの料金改定となります。

種別	区分	旧使用料 (税抜)	新使用料 (税抜)	増加額 (税抜)
一般用の汚水	基本料金 (8立方メートルまで)	1,384 円	1,680 円	+296 円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	173 円	210 円	+37 円

※ 水道料金の改定は、ありません。

料金改定の適用時期

検針日 使用開始日	令和8年3月検針 (令和8年4月請求)	令和8年4月検針 (令和8年5月請求)	令和8年5月検針～ (令和8年6月請求～)
令和8年4月1日より 前から継続して使用し ている場合		旧使用料	新使用料
令和8年4月1日以降 に使用開始する場合			新使用料

※ 検針日は、お住まいの地区により異なります。

料金改定の背景

- ・下水道の供用開始から40年が経過し、処理場施設や下水道管の老朽化対策が必要です。
- ・物価高騰等の社会情勢により、汚水の処理費用は増加傾向にあります。
- ・人口減少等により、下水道使用料の収入は減少傾向にあります。
- ・借入金が必要になるなど運営資金に不足が生じており、事業を縮小せざるを得ない状況です。

|| 料金改定後の事業運営

- ・汚水の処理費用を下水道使用料で賄えるようになります。
- ・運営資金の確保により、借入金を解消し、計画的な老朽化対策や維持管理を実施できます。
- ・災害に強く、将来にわたって持続可能な下水道事業を運営していきます。
- ・少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施します。

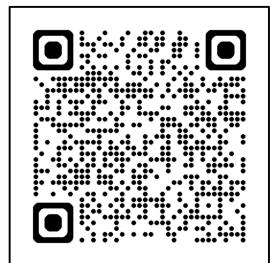
|| 料金改定までの経過

- ・中標津町上下水道運営委員会による審議(5月15日、7月30日、10月1日)
- ・町長からの諮問に対する、同委員会からの答申(10月21日)
- ・町民意見募集(パブリックコメント)の実施(10月22日～11月21日)
- ・中標津町議会 12月定例会にて議決(12月12日)

|| 料金改定の詳細

中標津町ホームページにて、ご確認いただけます。

お手持ちのスマートフォン等で、右記の二次元バーコードを読み取りいただくと、
ホームページにアクセスできます。



**使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、
ご理解いただきますようお願い申し上げます。**

|| お問い合わせ先

中標津町役場 上下水道課 業務係

TEL:0153-74-0970(直通)